

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年10月16日提出
【計算期間】	第21特定期間(自 平成30年1月17日至 平成30年7月17日)
【ファンド名】	グローバル・ボンド・ベーシック（毎月決算型）
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、1兆円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型	海外	不動産投信	MRF	特殊型 ()
	内外	その他資産 () 資産複合	ETF	

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	(隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX その他 ()	条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))						
資産複合 ()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型/絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

日本を除く世界の国債等を実質的な主要投資対象とし、幅広く分散投資を行い安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

特色 1

日本を除く世界の国債等を実質的な主要投資対象とし、幅広く分散投資を行います。

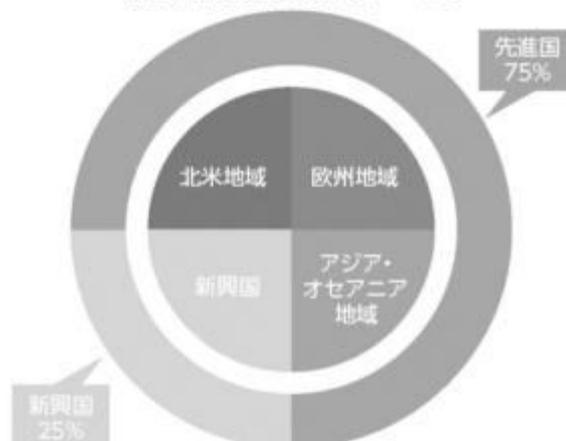
- ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
- 実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
- 国債等とは、投資対象国が発行する国債のほかに、政府保証債、政府機関債、世界銀行等の国際機関が発行する債券、各国の州政府が発行する債券を含みます。また、運用効率ならびに機動性を高めるためデリバティブ取引を活用することがあります。

特色 2

日本を除く先進国3地域（北米地域、欧州地域、アジア・オセアニア地域）と新興国の4つの投資先に投資します。

- 日本を除く先進国3地域（75%）部分は、「先進国3地域債券マザーファンド」を通じて投資を行います。
- 日本を除く先進国3地域（75%）部分では、地域／通貨分散を目的として、投資通貨をベースに各地域への均等投資を基本投資割合とします。政治・経済環境に応じ、委託会社の判断で地域別の配分を±10%の範囲内で変動させることがあります。
- 新興国（25%）部分は、ピムコ社（PIMCO=Pacific Investment Management Company LLC）が運用する外国投資信託「ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J（JPY）」を通じて投資を行います。
- 「ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J（JPY）」の投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。
- 銘柄選定は、各国のマクロ分析や金利予測等に基づいて行います。

〔地域別資産配分イメージ〕



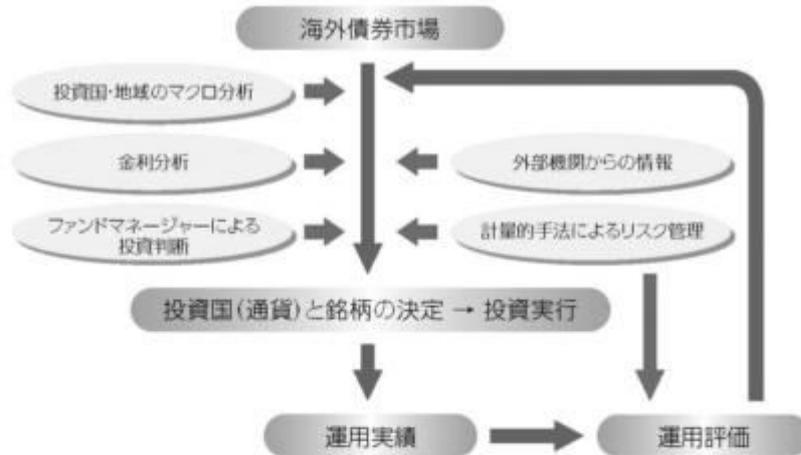
・日本を除く先進国3地域（75%）部分では、委託会社の判断で地域別の配分を±10%の範囲内で変動させることがあります。

ピムコ社とは

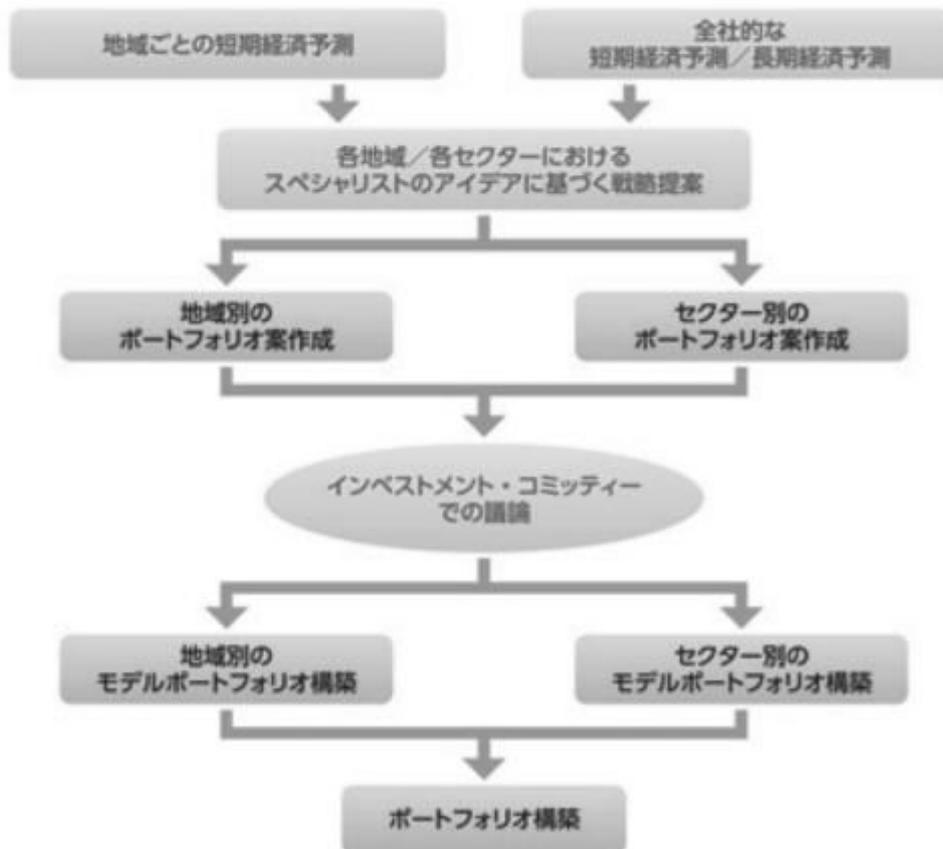
ピムコ社は1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

❗ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

● 「先進国3地域債券マザーファンド」における運用プロセス



● 「ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J(JPY)」における運用プロセス



❗ 上記の各運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

🗨 「運用担当に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

特色3**毎月の分配をめざします。**

- 毎月16日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとします。
- 分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



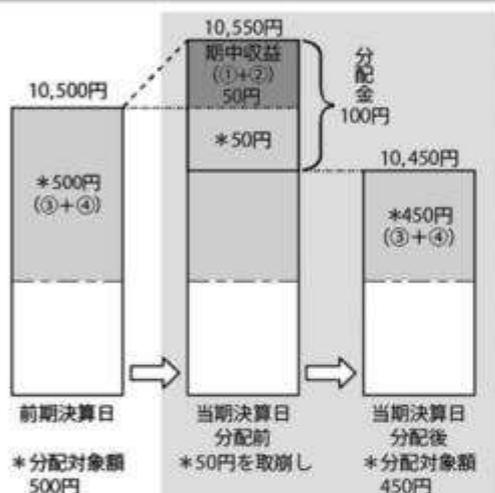
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

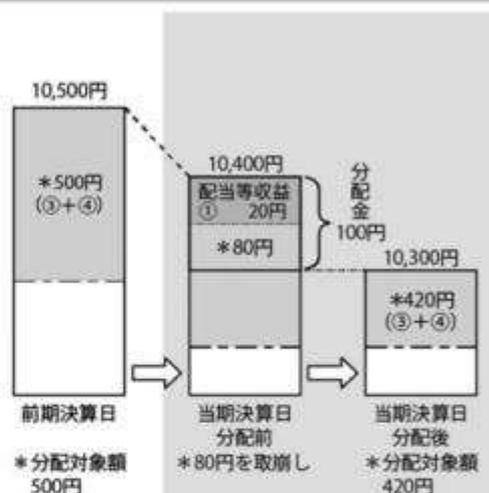
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



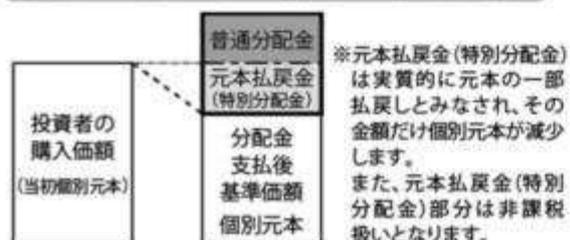
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

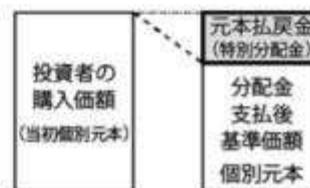
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

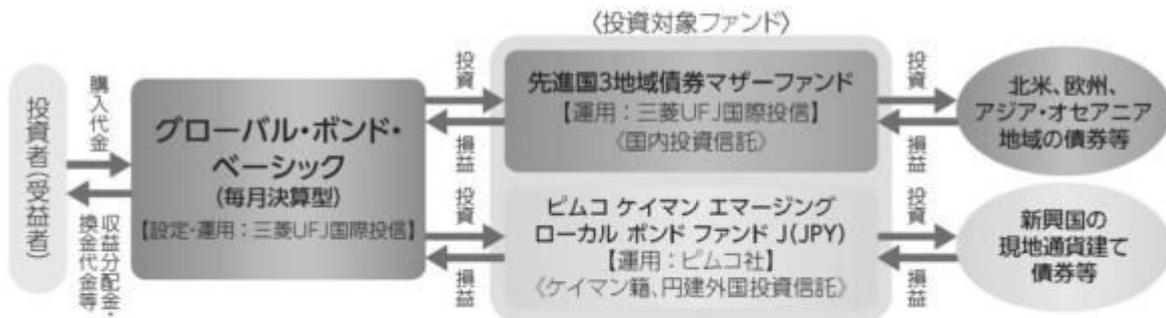


普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

■ファンドの仕組み



三菱UFJ国際投信は、円建外国投資信託への運用の指図に関する権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。

■主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成20年3月14日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）		
お申込金 収益分配金、解約代金等		
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。	
お申込金 収益分配金、解約代金等		
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスター トラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJ国際投信株式会 社	再委託先 ピムコジャパンリミテッド
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	委託会社からピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (JPY) への運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。
投資 損益		
投資対象ファンド		

投資 損益

有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況（平成30年7月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
昭和60年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
平成27年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として証券投資信託である先進国3地域債券マザーファンドおよび円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (JPY) の投資信託証券への投資を通じて、日本を除く先進国3地域（北米地域、欧州地域、アジア・オセアニア地域）の国債等および新興国の現地通貨建て国債等に投資を行います。

各投資信託証券への配分比率は、信託財産の純資産総額に対して以下の比率とすることを基本とし、適宜リバランスを行います。

先進国3地域債券マザーファンド：約75%程度

ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (JPY)：約25%程度

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。

円建ての外国投資信託ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (J P Y)

の投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。(注)
世界の国債等に投資するという当ファンドの基本的な運用目的の一部を忠実かつ適切に達成するために、先進国3地域債券マザーファンドを選定しました。また、当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行うピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (J P Y) を選定しました。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。))ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

- 1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 2. コマーシャル・ペーパー
- 3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2.の証券の性質を有するもの
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、1.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

< 投資信託証券の概要 >

ファンド名	先進国3地域債券マザーファンド
形態	証券投資信託
主な投資対象	日本を除く先進国3地域(北米地域、欧州地域、アジア・オセアニア地域)の国債等
投資態度	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。各地域(債券の発行通貨に応じて分類するものとします。)への投資比率は均等とすることを基本としますが、市況見通し等に応じて±10%の範囲内で変動させることがあります。原則として為替ヘッジは行いません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用(信託報酬)	ありません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
設定日	2008年3月14日
決算日	原則として毎年1月16日(休業日の場合は翌営業日)
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

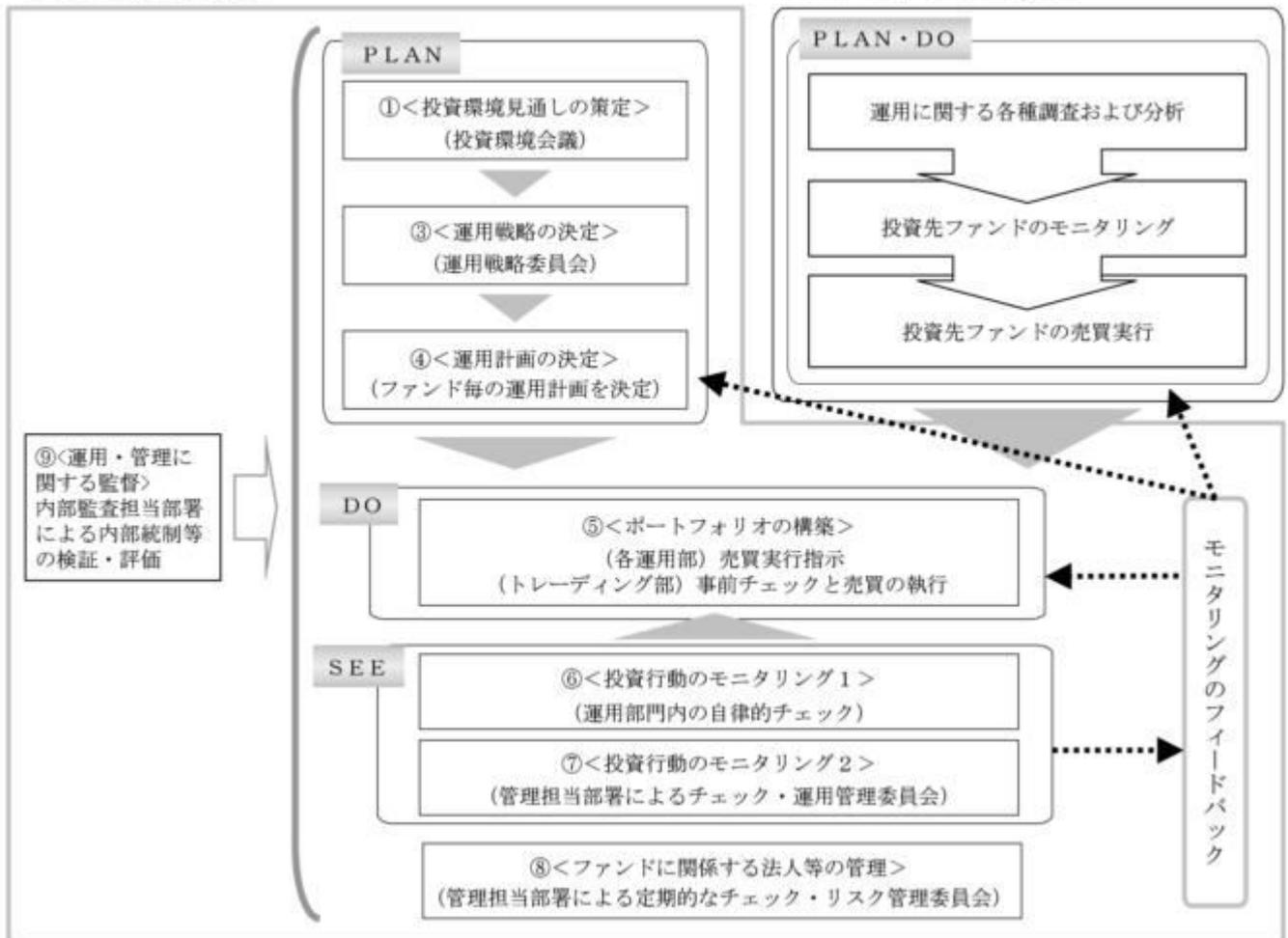
ファンド名	ピムコケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J(JPY)
形態	ケイマン籍 円建外国投資信託(契約型)
主な投資対象	新興国の現地通貨建ての国債、政府保証債、政府機関債、国際機関債等のソブリン債(州政府債も含む)およびその派生商品等
投資態度	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)(この概要において以下「ベンチマーク」といいます。)を上回る投資成果をめざします。原則として為替ヘッジは行いません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、新興経済国において流通するソブリン債およびその派生商品の組み入れを高位に保ちます。 ・各通貨別の投資比率は、原則としてベンチマークに対して±10%以内を維持します。
運用管理費用(信託報酬)	ありません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
運用会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)
設定日	2008年3月14日
決算日	原則として毎年2月末日
分配方針	原則として、毎月经費控除後の利子収益および売買益より分配を行う方針です。ただし、適正な分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配原資をこれらに限定しません。なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

☞ JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドをもとに、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが計算したものです。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しております。

☐ ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

(3)【運用体制】

＜三菱UFJ国際投信＞

②外国投資信託への運用の指図に関する権限
＜ピムコジャパンリミテッド＞

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは、「ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J」(JPY)の投資信託証券への運用の指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッド(「再委託先」といいます。)に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資先ファンドの売買実行を行います。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

委託会社の運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

再委託先の投資行動については、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しています。

投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署(40～60名程度)が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施しま

す。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに係る法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとします。

ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まる場合があります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオ

フ)の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

[再委託先の管理体制]

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

<投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法>

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

[委託会社における再委託先に対する確認体制]

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の高標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.16%（税抜2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（2）【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（3）【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.296%（税抜1.2%）の率を乗じて得た額とします。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数/365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.55%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15日以内に支払われ、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J（JPY）の投資信託証券の時価総額に年0.648%以内（税抜 年0.6%以内）の率を乗じて得た金額とします。

ファンドが投資対象とする投資信託証券では信託報酬はかかりませんので、受益者が負担する実質的な信託報酬は上記と同じです。

（4）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。・申告分離課税を選択することもできます。)

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成30年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【グローバル・ボンド・ベーシック（毎月決算型）】

（1）【投資状況】

平成30年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	383,525,507	25.05
親投資信託受益証券	日本	1,143,421,828	74.68
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		4,113,412	0.27
純資産総額		1,531,060,747	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成30年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	先進国3地域債券マザーファンド	786,397,406	1.4810	1,164,654,559	1.4540	1,143,421,828	74.68
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ビムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J（JPY）	65,492.7438	5,866	384,180,435	5,856	383,525,507	25.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成30年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	25.05
親投資信託受益証券	74.68
合計	99.73

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成30年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3計算期間末日（平成20年 8月18日）	15,285,085,944	15,373,591,303	10,362	10,422
第4計算期間末日（平成20年 9月16日）	20,792,534,352	20,923,072,758	9,557	9,617
第5計算期間末日（平成20年10月16日）	21,051,322,683	21,200,855,421	8,447	8,507
第6計算期間末日（平成20年11月17日）	20,462,556,929	20,619,146,432	7,841	7,901
第7計算期間末日（平成20年12月16日）	20,866,752,639	21,026,570,515	7,834	7,894
第8計算期間末日（平成21年 1月16日）	20,845,540,875	21,007,529,523	7,721	7,781
第9計算期間末日（平成21年 2月16日）	21,133,689,617	21,244,770,135	7,610	7,650
第10計算期間末日（平成21年 3月16日）	22,291,468,923	22,401,814,153	8,081	8,121
第11計算期間末日（平成21年 4月16日）	23,241,582,073	23,350,133,617	8,564	8,604
第12計算期間末日（平成21年 5月18日）	22,468,707,446	22,577,688,263	8,247	8,287
第13計算期間末日（平成21年 6月16日）	22,862,338,758	22,969,846,074	8,506	8,546
第14計算期間末日（平成21年 7月16日）	22,295,451,292	22,402,109,709	8,361	8,401
第15計算期間末日（平成21年 8月17日）	22,632,942,065	22,739,072,558	8,530	8,570
第16計算期間末日（平成21年 9月16日）	21,931,838,070	22,036,078,057	8,416	8,456
第17計算期間末日（平成21年10月16日）	21,820,076,536	21,921,900,190	8,572	8,612
第18計算期間末日（平成21年11月16日）	21,089,204,175	21,189,156,324	8,440	8,480
第19計算期間末日（平成21年12月16日）	20,227,543,511	20,324,898,408	8,311	8,351
第20計算期間末日（平成22年 1月18日）	20,186,129,119	20,281,800,520	8,440	8,480
第21計算期間末日（平成22年 2月16日）	18,986,921,194	19,080,189,545	8,143	8,183
第22計算期間末日（平成22年 3月16日）	18,827,415,686	18,918,584,452	8,260	8,300

第23計算期間末日	(平成22年 4月16日)	18,833,107,633	18,921,008,200	8,570	8,610
第24計算期間末日	(平成22年 5月17日)	17,603,620,792	17,657,117,834	8,226	8,251
第25計算期間末日	(平成22年 6月16日)	16,365,102,933	16,415,332,992	8,145	8,170
第26計算期間末日	(平成22年 7月16日)	15,344,838,339	15,392,736,187	8,009	8,034
第27計算期間末日	(平成22年 8月16日)	14,584,292,574	14,630,054,094	7,968	7,993
第28計算期間末日	(平成22年 9月16日)	13,888,326,047	13,931,234,404	8,092	8,117
第29計算期間末日	(平成22年10月18日)	13,157,555,663	13,198,630,234	8,008	8,033
第30計算期間末日	(平成22年11月16日)	12,565,632,917	12,605,013,138	7,977	8,002
第31計算期間末日	(平成22年12月16日)	11,798,891,318	11,836,464,515	7,851	7,876
第32計算期間末日	(平成23年 1月17日)	11,394,346,961	11,430,831,643	7,808	7,833
第33計算期間末日	(平成23年 2月16日)	10,844,143,058	10,878,865,725	7,808	7,833
第34計算期間末日	(平成23年 3月16日)	10,209,391,374	10,242,644,629	7,675	7,700
第35計算期間末日	(平成23年 4月18日)	10,353,376,344	10,385,483,199	8,062	8,087
第36計算期間末日	(平成23年 5月16日)	9,735,521,567	9,766,632,939	7,823	7,848
第37計算期間末日	(平成23年 6月16日)	9,493,046,213	9,523,153,039	7,883	7,908
第38計算期間末日	(平成23年 7月19日)	8,995,971,892	9,025,012,288	7,744	7,769
第39計算期間末日	(平成23年 8月16日)	8,537,651,020	8,565,552,568	7,650	7,675
第40計算期間末日	(平成23年 9月16日)	8,144,590,971	8,171,638,592	7,528	7,553
第41計算期間末日	(平成23年10月17日)	7,840,311,396	7,866,635,209	7,446	7,471
第42計算期間末日	(平成23年11月16日)	7,470,099,203	7,495,605,819	7,322	7,347
第43計算期間末日	(平成23年12月16日)	7,251,977,590	7,276,844,981	7,291	7,316
第44計算期間末日	(平成24年 1月16日)	7,021,927,116	7,046,221,717	7,226	7,251
第45計算期間末日	(平成24年 2月16日)	7,088,062,944	7,111,417,337	7,588	7,613
第46計算期間末日	(平成24年 3月16日)	7,189,398,606	7,211,998,762	7,953	7,978
第47計算期間末日	(平成24年 4月16日)	6,804,731,486	6,826,771,280	7,719	7,744
第48計算期間末日	(平成24年 5月16日)	6,584,039,873	6,605,830,184	7,554	7,579
第49計算期間末日	(平成24年 6月18日)	6,405,764,517	6,427,167,513	7,482	7,507
第50計算期間末日	(平成24年 7月17日)	6,326,603,973	6,343,427,013	7,521	7,541
第51計算期間末日	(平成24年 8月16日)	6,083,229,129	6,099,444,337	7,503	7,523
第52計算期間末日	(平成24年 9月18日)	6,045,446,689	6,061,319,047	7,618	7,638
第53計算期間末日	(平成24年10月16日)	5,884,765,764	5,900,182,543	7,634	7,654
第54計算期間末日	(平成24年11月16日)	5,861,546,409	5,876,521,242	7,829	7,849
第55計算期間末日	(平成24年12月17日)	5,900,811,316	5,915,203,991	8,200	8,220
第56計算期間末日	(平成25年 1月16日)	6,065,167,921	6,079,132,310	8,687	8,707
第57計算期間末日	(平成25年 2月18日)	6,023,037,620	6,036,276,315	9,099	9,119
第58計算期間末日	(平成25年 3月18日)	5,815,993,971	5,828,764,889	9,108	9,128
第59計算期間末日	(平成25年 4月16日)	5,817,136,830	5,829,415,182	9,475	9,495
第60計算期間末日	(平成25年 5月16日)	5,792,265,651	5,804,030,779	9,846	9,866
第61計算期間末日	(平成25年 6月17日)	5,024,734,273	5,036,008,447	8,914	8,934
第62計算期間末日	(平成25年 7月16日)	5,028,407,403	5,039,501,288	9,065	9,085
第63計算期間末日	(平成25年 8月16日)	4,769,084,296	4,779,909,486	8,811	8,831
第64計算期間末日	(平成25年 9月17日)	4,694,718,305	4,705,224,507	8,937	8,957

第65計算期間末日	(平成25年10月16日)	4,652,917,310	4,663,209,357	9,042	9,062
第66計算期間末日	(平成25年11月18日)	4,570,390,683	4,580,376,892	9,153	9,173
第67計算期間末日	(平成25年12月16日)	4,514,150,438	4,523,816,071	9,341	9,361
第68計算期間末日	(平成26年 1月16日)	4,270,585,957	4,279,670,130	9,402	9,422
第69計算期間末日	(平成26年 2月17日)	4,087,589,582	4,096,483,416	9,192	9,212
第70計算期間末日	(平成26年 3月17日)	4,051,341,608	4,060,093,001	9,259	9,279
第71計算期間末日	(平成26年 4月16日)	4,041,492,405	4,050,033,507	9,464	9,484
第72計算期間末日	(平成26年 5月16日)	3,996,251,144	4,004,654,534	9,511	9,531
第73計算期間末日	(平成26年 6月16日)	3,930,112,909	3,938,346,454	9,547	9,567
第74計算期間末日	(平成26年 7月16日)	3,849,710,491	3,857,760,542	9,564	9,584
第75計算期間末日	(平成26年 8月18日)	3,835,467,128	3,843,430,360	9,633	9,653
第76計算期間末日	(平成26年 9月16日)	3,667,485,655	3,674,974,540	9,794	9,814
第77計算期間末日	(平成26年10月16日)	3,533,116,870	3,540,392,235	9,713	9,733
第78計算期間末日	(平成26年11月17日)	3,746,701,764	3,753,863,086	10,464	10,484
第79計算期間末日	(平成26年12月16日)	3,646,924,635	3,653,917,955	10,430	10,450
第80計算期間末日	(平成27年 1月16日)	3,521,479,806	3,528,302,444	10,323	10,343
第81計算期間末日	(平成27年 2月16日)	3,486,030,713	3,492,795,540	10,306	10,326
第82計算期間末日	(平成27年 3月16日)	3,326,081,205	3,332,626,226	10,164	10,184
第83計算期間末日	(平成27年 4月16日)	3,235,156,342	3,241,476,332	10,238	10,258
第84計算期間末日	(平成27年 5月18日)	3,212,485,261	3,218,729,063	10,290	10,310
第85計算期間末日	(平成27年 6月16日)	3,127,512,606	3,133,629,444	10,226	10,246
第86計算期間末日	(平成27年 7月16日)	2,946,622,358	2,952,456,539	10,101	10,121
第87計算期間末日	(平成27年 8月17日)	2,873,410,340	2,879,108,607	10,085	10,105
第88計算期間末日	(平成27年 9月16日)	2,615,347,267	2,620,821,276	9,556	9,576
第89計算期間末日	(平成27年10月16日)	2,638,342,743	2,643,777,776	9,709	9,729
第90計算期間末日	(平成27年11月16日)	2,573,926,929	2,579,277,359	9,621	9,641
第91計算期間末日	(平成27年12月16日)	2,517,232,129	2,522,504,754	9,548	9,568
第92計算期間末日	(平成28年 1月18日)	2,339,923,817	2,345,099,692	9,042	9,062
第93計算期間末日	(平成28年 2月16日)	2,334,206,210	2,339,346,384	9,082	9,102
第94計算期間末日	(平成28年 3月16日)	2,337,666,049	2,342,793,914	9,118	9,138
第95計算期間末日	(平成28年 4月18日)	2,277,993,340	2,283,059,698	8,993	9,013
第96計算期間末日	(平成28年 5月16日)	2,229,083,641	2,234,070,399	8,940	8,960
第97計算期間末日	(平成28年 6月16日)	2,125,993,229	2,130,847,582	8,759	8,779
第98計算期間末日	(平成28年 7月19日)	2,126,970,943	2,131,756,964	8,888	8,908
第99計算期間末日	(平成28年 8月16日)	2,035,850,512	2,040,571,966	8,624	8,644
第100計算期間末日	(平成28年 9月16日)	1,973,660,129	1,978,302,401	8,503	8,523
第101計算期間末日	(平成28年10月17日)	1,975,966,546	1,980,564,059	8,596	8,616
第102計算期間末日	(平成28年11月16日)	1,951,514,964	1,956,075,782	8,558	8,578
第103計算期間末日	(平成28年12月16日)	2,030,605,046	2,035,072,185	9,091	9,111
第104計算期間末日	(平成29年 1月16日)	1,963,794,495	1,968,183,859	8,948	8,968
第105計算期間末日	(平成29年 2月16日)	1,958,685,547	1,963,035,311	9,006	9,026
第106計算期間末日	(平成29年 3月16日)	1,925,502,938	1,929,816,840	8,927	8,947

第107計算期間末日	(平成29年 4月17日)	1,830,508,286	1,834,746,943	8,637	8,657
第108計算期間末日	(平成29年 5月16日)	1,888,953,793	1,893,105,735	9,099	9,119
第109計算期間末日	(平成29年 6月16日)	1,846,210,476	1,850,296,980	9,036	9,056
第110計算期間末日	(平成29年 7月18日)	1,875,350,627	1,879,418,716	9,220	9,240
第111計算期間末日	(平成29年 8月16日)	1,842,399,383	1,846,417,286	9,171	9,191
第112計算期間末日	(平成29年 9月19日)	1,868,356,393	1,872,348,159	9,361	9,381
第113計算期間末日	(平成29年10月16日)	1,844,472,127	1,848,438,958	9,299	9,319
第114計算期間末日	(平成29年11月16日)	1,794,695,395	1,798,579,705	9,241	9,261
第115計算期間末日	(平成29年12月18日)	1,776,672,534	1,780,497,050	9,291	9,311
第116計算期間末日	(平成30年 1月16日)	1,758,603,383	1,762,363,729	9,353	9,373
第117計算期間末日	(平成30年 2月16日)	1,661,275,893	1,664,978,958	8,972	8,992
第118計算期間末日	(平成30年 3月16日)	1,641,814,281	1,645,497,025	8,916	8,936
第119計算期間末日	(平成30年 4月16日)	1,657,290,610	1,660,952,979	9,050	9,070
第120計算期間末日	(平成30年 5月16日)	1,611,466,200	1,615,104,897	8,857	8,877
第121計算期間末日	(平成30年 6月18日)	1,565,278,167	1,568,875,316	8,703	8,723
第122計算期間末日	(平成30年 7月17日)	1,570,652,464	1,574,182,873	8,898	8,918
	平成29年 7月末日	1,864,064,427		9,203	
	8月末日	1,859,337,353		9,258	
	9月末日	1,854,517,062		9,321	
	10月末日	1,807,240,024		9,260	
	11月末日	1,789,984,499		9,236	
	12月末日	1,782,896,264		9,386	
	平成30年 1月末日	1,735,475,128		9,237	
	2月末日	1,662,839,725		8,977	
	3月末日	1,644,721,418		8,976	
	4月末日	1,640,281,606		9,001	
	5月末日	1,577,342,937		8,693	
	6月末日	1,554,887,349		8,669	
	7月末日	1,531,060,747		8,768	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第3計算期間	60円
第4計算期間	60円
第5計算期間	60円
第6計算期間	60円
第7計算期間	60円
第8計算期間	60円
第9計算期間	40円
第10計算期間	40円

第11計算期間	40円
第12計算期間	40円
第13計算期間	40円
第14計算期間	40円
第15計算期間	40円
第16計算期間	40円
第17計算期間	40円
第18計算期間	40円
第19計算期間	40円
第20計算期間	40円
第21計算期間	40円
第22計算期間	40円
第23計算期間	40円
第24計算期間	25円
第25計算期間	25円
第26計算期間	25円
第27計算期間	25円
第28計算期間	25円
第29計算期間	25円
第30計算期間	25円
第31計算期間	25円
第32計算期間	25円
第33計算期間	25円
第34計算期間	25円
第35計算期間	25円
第36計算期間	25円
第37計算期間	25円
第38計算期間	25円
第39計算期間	25円
第40計算期間	25円
第41計算期間	25円
第42計算期間	25円
第43計算期間	25円
第44計算期間	25円
第45計算期間	25円
第46計算期間	25円
第47計算期間	25円
第48計算期間	25円
第49計算期間	25円
第50計算期間	20円
第51計算期間	20円
第52計算期間	20円

第53計算期間	20円
第54計算期間	20円
第55計算期間	20円
第56計算期間	20円
第57計算期間	20円
第58計算期間	20円
第59計算期間	20円
第60計算期間	20円
第61計算期間	20円
第62計算期間	20円
第63計算期間	20円
第64計算期間	20円
第65計算期間	20円
第66計算期間	20円
第67計算期間	20円
第68計算期間	20円
第69計算期間	20円
第70計算期間	20円
第71計算期間	20円
第72計算期間	20円
第73計算期間	20円
第74計算期間	20円
第75計算期間	20円
第76計算期間	20円
第77計算期間	20円
第78計算期間	20円
第79計算期間	20円
第80計算期間	20円
第81計算期間	20円
第82計算期間	20円
第83計算期間	20円
第84計算期間	20円
第85計算期間	20円
第86計算期間	20円
第87計算期間	20円
第88計算期間	20円
第89計算期間	20円
第90計算期間	20円
第91計算期間	20円
第92計算期間	20円
第93計算期間	20円
第94計算期間	20円

第95計算期間	20円
第96計算期間	20円
第97計算期間	20円
第98計算期間	20円
第99計算期間	20円
第100計算期間	20円
第101計算期間	20円
第102計算期間	20円
第103計算期間	20円
第104計算期間	20円
第105計算期間	20円
第106計算期間	20円
第107計算期間	20円
第108計算期間	20円
第109計算期間	20円
第110計算期間	20円
第111計算期間	20円
第112計算期間	20円
第113計算期間	20円
第114計算期間	20円
第115計算期間	20円
第116計算期間	20円
第117計算期間	20円
第118計算期間	20円
第119計算期間	20円
第120計算期間	20円
第121計算期間	20円
第122計算期間	20円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第3計算期間	1.73
第4計算期間	7.18
第5計算期間	10.98
第6計算期間	6.46
第7計算期間	0.67
第8計算期間	0.67
第9計算期間	0.91
第10計算期間	6.71
第11計算期間	6.47

第12計算期間	3.23
第13計算期間	3.62
第14計算期間	1.23
第15計算期間	2.49
第16計算期間	0.86
第17計算期間	2.32
第18計算期間	1.07
第19計算期間	1.05
第20計算期間	2.03
第21計算期間	3.04
第22計算期間	1.92
第23計算期間	4.23
第24計算期間	3.72
第25計算期間	0.68
第26計算期間	1.36
第27計算期間	0.19
第28計算期間	1.86
第29計算期間	0.72
第30計算期間	0.07
第31計算期間	1.26
第32計算期間	0.22
第33計算期間	0.32
第34計算期間	1.38
第35計算期間	5.36
第36計算期間	2.65
第37計算期間	1.08
第38計算期間	1.44
第39計算期間	0.89
第40計算期間	1.26
第41計算期間	0.75
第42計算期間	1.32
第43計算期間	0.08
第44計算期間	0.54
第45計算期間	5.35
第46計算期間	5.13
第47計算期間	2.62
第48計算期間	1.81
第49計算期間	0.62
第50計算期間	0.78
第51計算期間	0.02
第52計算期間	1.79
第53計算期間	0.47

第54計算期間	2.81
第55計算期間	4.99
第56計算期間	6.18
第57計算期間	4.97
第58計算期間	0.31
第59計算期間	4.24
第60計算期間	4.12
第61計算期間	9.26
第62計算期間	1.91
第63計算期間	2.58
第64計算期間	1.65
第65計算期間	1.39
第66計算期間	1.44
第67計算期間	2.27
第68計算期間	0.86
第69計算期間	2.02
第70計算期間	0.94
第71計算期間	2.43
第72計算期間	0.70
第73計算期間	0.58
第74計算期間	0.38
第75計算期間	0.93
第76計算期間	1.87
第77計算期間	0.62
第78計算期間	7.93
第79計算期間	0.13
第80計算期間	0.83
第81計算期間	0.02
第82計算期間	1.18
第83計算期間	0.92
第84計算期間	0.70
第85計算期間	0.42
第86計算期間	1.02
第87計算期間	0.03
第88計算期間	5.04
第89計算期間	1.81
第90計算期間	0.70
第91計算期間	0.55
第92計算期間	5.09
第93計算期間	0.66
第94計算期間	0.61
第95計算期間	1.15

第96計算期間	0.36
第97計算期間	1.80
第98計算期間	1.70
第99計算期間	2.74
第100計算期間	1.17
第101計算期間	1.32
第102計算期間	0.20
第103計算期間	6.46
第104計算期間	1.35
第105計算期間	0.87
第106計算期間	0.65
第107計算期間	3.02
第108計算期間	5.58
第109計算期間	0.47
第110計算期間	2.25
第111計算期間	0.31
第112計算期間	2.28
第113計算期間	0.44
第114計算期間	0.40
第115計算期間	0.75
第116計算期間	0.88
第117計算期間	3.85
第118計算期間	0.40
第119計算期間	1.72
第120計算期間	1.91
第121計算期間	1.51
第122計算期間	2.47

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第3計算期間	6,069,572,158	4,712,688	14,750,893,272
第4計算期間	7,436,048,827	430,540,944	21,756,401,155
第5計算期間	3,583,735,225	418,013,307	24,922,123,073
第6計算期間	1,522,380,864	346,253,364	26,098,250,573
第7計算期間	1,059,031,908	520,969,810	26,636,312,671
第8計算期間	675,444,425	313,648,936	26,998,108,160
第9計算期間	1,013,854,897	241,833,542	27,770,129,515
第10計算期間	330,975,630	514,797,628	27,586,307,517
第11計算期間	262,568,330	710,989,811	27,137,886,036

第12計算期間	560,734,654	453,416,310	27,245,204,380
第13計算期間	545,054,116	913,429,453	26,876,829,043
第14計算期間	389,994,349	602,218,960	26,664,604,432
第15計算期間	313,573,651	445,554,668	26,532,623,415
第16計算期間	283,651,860	756,278,495	26,059,996,780
第17計算期間	255,795,324	859,878,371	25,455,913,733
第18計算期間	232,650,684	700,526,970	24,988,037,447
第19計算期間	150,412,346	799,725,378	24,338,724,415
第20計算期間	137,895,264	558,769,361	23,917,850,318
第21計算期間	110,792,039	711,554,388	23,317,087,969
第22計算期間	121,498,586	646,394,875	22,792,191,680
第23計算期間	196,212,241	1,013,262,162	21,975,141,759
第24計算期間	179,153,262	755,478,173	21,398,816,848
第25計算期間	116,509,425	1,423,302,284	20,092,023,989
第26計算期間	57,754,118	990,638,798	19,159,139,309
第27計算期間	24,484,902	879,016,051	18,304,608,160
第28計算期間	30,255,941	1,171,521,036	17,163,343,065
第29計算期間	28,537,706	762,052,034	16,429,828,737
第30計算期間	147,423,827	825,163,906	15,752,088,658
第31計算期間	37,773,477	760,583,247	15,029,278,888
第32計算期間	21,029,111	456,434,852	14,593,873,147
第33計算期間	24,915,763	729,721,822	13,889,067,088
第34計算期間	19,103,917	606,868,996	13,301,302,009
第35計算期間	21,723,281	480,283,071	12,842,742,219
第36計算期間	17,578,492	415,771,747	12,444,548,964
第37計算期間	65,646,162	467,464,644	12,042,730,482
第38計算期間	18,729,748	445,301,555	11,616,158,675
第39計算期間	14,804,073	470,343,244	11,160,619,504
第40計算期間	20,819,037	362,389,875	10,819,048,666
第41計算期間	17,869,949	307,393,033	10,529,525,582
第42計算期間	14,150,717	341,029,600	10,202,646,699
第43計算期間	14,920,586	270,610,847	9,946,956,438
第44計算期間	12,633,077	241,748,907	9,717,840,608
第45計算期間	21,246,844	397,329,860	9,341,757,592
第46計算期間	14,384,976	316,079,825	9,040,062,743
第47計算期間	12,963,126	237,108,065	8,815,917,804
第48計算期間	13,327,884	113,121,148	8,716,124,540
第49計算期間	13,154,024	168,079,787	8,561,198,777
第50計算期間	16,939,532	166,618,256	8,411,520,053
第51計算期間	10,913,490	314,829,455	8,107,604,088
第52計算期間	29,056,323	200,480,956	7,936,179,455
第53計算期間	8,548,307	236,338,087	7,708,389,675

第54計算期間	9,307,220	230,280,029	7,487,416,866
第55計算期間	9,541,980	300,621,125	7,196,337,721
第56計算期間	7,749,279	221,892,042	6,982,194,958
第57計算期間	10,256,769	373,103,890	6,619,347,837
第58計算期間	7,001,355	240,890,182	6,385,459,010
第59計算期間	5,853,910	252,136,853	6,139,176,067
第60計算期間	13,195,448	269,807,450	5,882,564,065
第61計算期間	8,002,239	253,479,076	5,637,087,228
第62計算期間	7,118,533	97,262,929	5,546,942,832
第63計算期間	7,326,920	141,674,524	5,412,595,228
第64計算期間	5,346,980	164,840,761	5,253,101,447
第65計算期間	5,575,434	112,653,376	5,146,023,505
第66計算期間	5,833,381	158,752,197	4,993,104,689
第67計算期間	7,972,911	168,260,862	4,832,816,738
第68計算期間	5,300,967	296,030,868	4,542,086,837
第69計算期間	4,906,142	100,075,912	4,446,917,067
第70計算期間	4,947,861	76,168,103	4,375,696,825
第71計算期間	5,223,629	110,369,234	4,270,551,220
第72計算期間	3,970,067	72,825,939	4,201,695,348
第73計算期間	3,658,283	88,580,728	4,116,772,903
第74計算期間	4,375,074	96,122,267	4,025,025,710
第75計算期間	5,011,318	48,420,959	3,981,616,069
第76計算期間	4,389,036	241,562,505	3,744,442,600
第77計算期間	3,995,071	110,755,138	3,637,682,533
第78計算期間	13,664,200	70,685,275	3,580,661,458
第79計算期間	2,819,180	86,820,479	3,496,660,159
第80計算期間	3,651,632	88,992,788	3,411,319,003
第81計算期間	4,391,300	33,296,386	3,382,413,917
第82計算期間	3,638,008	113,540,961	3,272,510,964
第83計算期間	8,662,229	121,178,082	3,159,995,111
第84計算期間	3,037,653	41,131,708	3,121,901,056
第85計算期間	3,290,387	66,772,379	3,058,419,064
第86計算期間	3,233,084	144,561,462	2,917,090,686
第87計算期間	2,874,179	70,831,057	2,849,133,808
第88計算期間	3,437,514	115,566,678	2,737,004,644
第89計算期間	2,859,895	22,347,849	2,717,516,690
第90計算期間	2,444,353	44,745,583	2,675,215,460
第91計算期間	3,197,755	42,100,302	2,636,312,913
第92計算期間	2,902,739	51,277,956	2,587,937,696
第93計算期間	2,524,882	20,375,557	2,570,087,021
第94計算期間	8,842,616	14,996,980	2,563,932,657
第95計算期間	3,120,789	33,874,096	2,533,179,350

第96計算期間	2,680,627	42,480,761	2,493,379,216
第97計算期間	3,373,401	69,575,879	2,427,176,738
第98計算期間	3,017,387	37,183,278	2,393,010,847
第99計算期間	3,319,150	35,602,989	2,360,727,008
第100計算期間	3,217,064	42,807,877	2,321,136,195
第101計算期間	3,570,367	25,949,604	2,298,756,958
第102計算期間	2,911,280	21,259,149	2,280,409,089
第103計算期間	2,788,631	49,627,917	2,233,569,803
第104計算期間	3,211,617	42,099,111	2,194,682,309
第105計算期間	2,982,993	22,783,049	2,174,882,253
第106計算期間	2,655,591	20,586,667	2,156,951,177
第107計算期間	2,753,872	40,376,345	2,119,328,704
第108計算期間	2,396,650	45,753,952	2,075,971,402
第109計算期間	2,744,527	35,463,890	2,043,252,039
第110計算期間	2,467,299	11,674,633	2,034,044,705
第111計算期間	2,365,382	27,458,266	2,008,951,821
第112計算期間	2,322,693	15,391,245	1,995,883,269
第113計算期間	2,222,226	14,689,557	1,983,415,938
第114計算期間	2,598,282	43,859,025	1,942,155,195
第115計算期間	2,619,421	32,516,310	1,912,258,306
第116計算期間	2,212,668	34,297,516	1,880,173,458
第117計算期間	2,480,418	31,121,297	1,851,532,579
第118計算期間	3,654,977	13,815,409	1,841,372,147
第119計算期間	2,083,549	12,270,983	1,831,184,713
第120計算期間	2,451,129	14,286,914	1,819,348,928
第121計算期間	2,221,257	22,995,352	1,798,574,833
第122計算期間	2,074,741	35,444,830	1,765,204,744

(参考)

先進国3地域債券マザーファンド

投資状況

平成30年 7月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	378,729,430	33.12
	オーストラリア	252,022,516	22.04
	スペイン	96,497,918	8.44
	イギリス	93,355,262	8.16
	ドイツ	83,221,933	7.28

	イタリア	64,960,770	5.68
	フランス	32,236,297	2.82
	シンガポール	32,057,341	2.80
	スウェーデン	26,855,688	2.35
	ノルウェー	23,844,662	2.09
	ベルギー	11,254,961	0.98
	ニュージーランド	6,486,884	0.57
	アイルランド	5,778,764	0.51
	カナダ	3,202,162	0.28
	小計	1,110,504,588	97.12
	コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	32,933,352	2.88
	純資産総額	1,143,437,940	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成30年 7月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	2.625 T-NOTE 210515	900,000	11,053.26	99,479,391	11,059.80	99,538,243	2.625000	2021/5/15	8.71
アメリカ	国債証券	6.375 T-BOND 270815	530,000	14,259.23	75,573,943	14,103.47	74,748,409	6.375000	2027/8/15	6.54
イギリス	国債証券	1.75 GILT 370907	460,000	14,432.64	66,390,146	14,505.33	66,724,557	1.750000	2037/9/7	5.84
アメリカ	国債証券	3 T-BOND 441115	580,000	11,391.84	66,072,708	10,897.19	63,203,717	3.000000	2044/11/15	5.53
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 181130	470,000	11,046.60	51,919,044	11,069.77	52,027,958	1.250000	2018/11/30	4.55
オーストラリア	国債証券	4.5 AUST GOVT 200415	570,000	8,609.66	49,075,112	8,563.02	48,809,255	4.500000	2020/4/15	4.27
オーストラリア	国債証券	3.75 AUST GOVT 370421	450,000	8,901.08	40,054,898	9,163.63	41,236,344	3.750000	2037/4/21	3.61
イタリア	国債証券	0.7 ITALY GOVT 200501	300,000	13,145.06	39,435,185	12,973.36	38,920,107	0.700000	2020/5/1	3.40
オーストラリア	国債証券	2.75 AUST GOVT 240421	450,000	8,345.72	37,555,748	8,382.01	37,719,085	2.750000	2024/4/21	3.30
オーストラリア	国債証券	5.5 AUST GOVT 230421	400,000	9,466.21	37,864,841	9,407.38	37,629,543	5.500000	2023/4/21	3.29
オーストラリア	国債証券	5.75 AUST GOVT 220715	400,000	9,421.07	37,684,307	9,331.93	37,327,756	5.750000	2022/7/15	3.26
スペイン	国債証券	5.4 SPAIN GOVT 230131	210,000	16,122.76	33,857,810	15,998.22	33,596,281	5.400000	2023/1/31	2.94
オーストラリア	国債証券	3.25 AUST GOVT 390621	350,000	8,205.98	28,720,959	8,522.01	29,827,044	3.250000	2039/6/21	2.61
スペイン	国債証券	2.35 SPAIN GOVT 330730	200,000	13,753.15	27,506,311	13,739.51	27,479,026	2.350000	2033/7/30	2.40
ドイツ	国債証券	0.5 BUND 250215	200,000	13,512.72	27,025,440	13,398.75	26,797,517	0.500000	2025/2/15	2.34
スペイン	国債証券	1.3 SPAIN GOVT 261031	190,000	13,193.48	25,067,628	13,176.40	25,035,177	1.300000	2026/10/31	2.19

ドイツ	国債証券	0.5 BUND 280215	180,000	13,269.75	23,885,552	13,127.64	23,629,764	0.500000	2028/2/15	2.07
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 280515	200,000	11,005.60	22,011,202	11,009.07	22,018,140	2.875000	2028/5/15	1.93
イギリス	国債証券	4.25 GILT 271207	90,000	18,299.32	16,469,394	18,269.24	16,442,318	4.250000	2027/12/7	1.44
アメリカ	国債証券	1.875 T-NOTE 220430	150,000	10,914.53	16,371,806	10,733.27	16,099,919	1.875000	2022/4/30	1.41
アメリカ	国債証券	1.75 T-NOTE 220930	150,000	10,767.96	16,151,954	10,636.14	15,954,218	1.750000	2022/9/30	1.40
スウェーデン	国債証券	1 SWD GOVT 261112	1,200,000	1,316.17	15,794,147	1,327.11	15,925,394	1.000000	2026/11/12	1.39
シンガポール	国債証券	3.5 SINGAPORGOVT 270301	180,000	8,960.60	16,129,081	8,846.26	15,923,280	3.500000	2027/3/1	1.39
アメリカ	国債証券	1.5 T-NOTE 260815	150,000	10,218.47	15,327,706	9,946.66	14,920,004	1.500000	2026/8/15	1.30
ノルウェー	国債証券	1.5 NORWE GOVT 260219	1,100,000	1,356.85	14,925,388	1,342.27	14,765,000	1.500000	2026/2/19	1.29
アメリカ	国債証券	4.5 T-BOND 360215	110,000	14,056.08	15,461,695	13,336.81	14,670,491	4.500000	2036/2/15	1.28
フランス	国債証券	2.5 O.A.T 300525	90,000	15,122.55	13,610,298	15,389.74	13,850,767	2.500000	2030/5/25	1.21
ドイツ	国債証券	0 SCHATS 190614	100,000	13,112.53	13,112,536	13,070.51	13,070,514	0.000000	2019/6/14	1.14
ドイツ	国債証券	2 BUND 230815	90,000	14,438.92	12,995,034	14,432.71	12,989,444	2.000000	2023/8/15	1.14
イタリア	国債証券	2 ITALY GOVT 251201	100,000	13,324.32	13,324,321	12,610.21	12,610,213	2.000000	2025/12/1	1.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成30年 7月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	97.12
合計	97.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

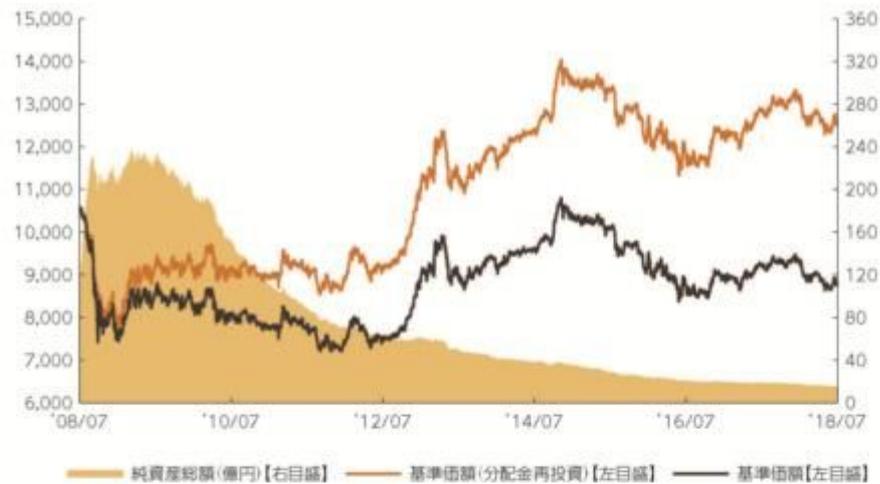
参考情報



運用実績

2018年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2008年7月31日～2018年7月31日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	8,768円
純資産総額	15.3億円

■分配の推移

2018年7月	20円
2018年6月	20円
2018年5月	20円
2018年4月	20円
2018年3月	20円
2018年2月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	3,190円

- 分配金は1万円当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産構成	比率
先進国3地域債券マザーファンド	74.7%
ピムコケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J(JPY)	25.0%
コールローン他 (負債控除後)	0.3%
合計	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

先進国3地域債券マザーファンド

組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1 2.625 T-NOTE 210515	国債	アメリカ	6.5%
2 6.375 T-BOND 270815	国債	アメリカ	4.9%
3 1.75 GILT 370907	国債	イギリス	4.4%
4 3 T-BOND 441115	国債	アメリカ	4.1%
5 1.25 T-NOTE 181130	国債	アメリカ	3.4%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

ピムコケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J(JPY)

組入上位銘柄	償還日	種別	国・地域	比率
1 POLAND GOVERNMENT BOND	2022/09/23	国債	ポーランド	10.74%
2 MEX BONOS DESARR FIX RT	2019/12/11	国債	メキシコ	4.86%
3 HUNGARY GOVERNMENT BOND	2025/06/24	国債	ハンガリー	4.39%
4 MALAYSIA INVESTMNT ISSUE SR UNSEC	2021/08/26	国債	マレーシア	3.51%
5 COLOMBIA (REP OF) BD GLBL	2027/06/28	国債	コロンビア	3.28%

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第三位四捨五入)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2008年は設定日から年末までの、2018年は年初から7月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨーク、ロンドンにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×2.16%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取

り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

その他ニューヨーク、ロンドンにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとし、また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限（平成20年3月14日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月17日から翌月16日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有

し、これを行行使うことができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使うことができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了6ヵ月前までに相手方から、書面による契約終了の申出がない限り、本契約は1年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎年1月および7月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース(一般コース)

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース(累積投資コース)

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金(解約)請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成30年1月17日から平成30年7月17日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバル・ボンド・ベーシック（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [平成30年 1月16日現在]	当期 [平成30年 7月17日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,426,195	4,887,547
投資信託受益証券	441,179,028	390,189,920
親投資信託受益証券	1,313,789,184	1,176,716,596
未収入金	2,000,000	4,000,000
流動資産合計	1,770,394,407	1,575,794,063
資産合計	1,770,394,407	1,575,794,063
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,760,346	3,530,409
未払解約金	6,194,880	-
未払受託者報酬	76,223	66,899
未払委託者報酬	1,753,161	1,538,672
未払利息	20	9
その他未払費用	6,394	5,610
流動負債合計	11,791,024	5,141,599
負債合計	11,791,024	5,141,599
純資産の部		
元本等		
元本	1,880,173,458	1,765,204,744
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	121,570,075	194,552,280
（分配準備積立金）	258,185,849	242,538,979
元本等合計	1,758,603,383	1,570,652,464
純資産合計	1,758,603,383	1,570,652,464
負債純資産合計	1,770,394,407	1,575,794,063

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期		当期			
	自 至	平成29年 平成30年	7月19日 1月16日	自 至	平成30年 平成30年	1月17日 7月17日
営業収益						
受取配当金			18,592,783			16,678,503
受取利息			27			7
有価証券売買等損益			43,168,062			69,740,199
営業収益合計			61,760,872			53,061,689
営業費用						
支払利息			1,775			1,705
受託者報酬			491,609			440,798
委託者報酬			11,306,994			10,138,297
その他費用			41,236			36,969
営業費用合計			11,841,614			10,617,769
営業利益又は営業損失()			49,919,258			63,679,458
経常利益又は経常損失()			49,919,258			63,679,458
当期純利益又は当期純損失()			49,919,258			63,679,458
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()			640,516			741,858
期首剰余金又は期首欠損金()			158,694,078			121,570,075
剰余金増加額又は欠損金減少額			12,329,671			13,344,079
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			12,329,671			13,344,079
剰余金減少額又は欠損金増加額			1,038,738			1,574,251
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			1,038,738			1,574,251
分配金			23,445,672			21,814,433
期末剰余金又は期末欠損金()			121,570,075			194,552,280

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月16日および7月16日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成30年1月17日から平成30年7月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [平成30年 1月16日現在]	当期 [平成30年 7月17日現在]
1. 期首元本額	2,034,044,705円	1,880,173,458円
期中追加設定元本額	14,340,672円	14,966,071円
期中一部解約元本額	168,211,919円	129,934,785円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	121,570,075円	194,552,280円
3. 受益権の総数	1,880,173,458口	1,765,204,744口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成29年 7月19日 至 平成30年 1月16日	当期 自 平成30年 1月17日 至 平成30年 7月17日												
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (J P Y) の投資信託証券の時価総額に対し年10,000分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第111期 平成29年 7月19日 平成29年 8月16日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>4,073,696円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,073,696円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (J P Y) の投資信託証券の時価総額に対し年10,000分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第117期 平成30年 1月17日 平成30年 2月16日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>3,528,185円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,528,185円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	4,073,696円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	3,528,185円											

前期 自 平成29年 7月19日 至 平成30年 1月16日			当期 自 平成30年 1月17日 至 平成30年 7月17日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	16,581,094円	収益調整金額	C	17,173,443円
分配準備積立金額	D	272,720,690円	分配準備積立金額	D	253,916,662円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	293,375,480円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	274,618,290円
当ファンドの期末残存口数	F	2,008,951,821口	当ファンドの期末残存口数	F	1,851,532,579口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,460円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,483円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,017,903円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,703,065円
第112期 平成29年 8月17日 平成29年 9月19日			第118期 平成30年 2月17日 平成30年 3月16日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,047,498円	費用控除後の配当等収益額	A	3,423,998円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	16,788,756円	収益調整金額	C	17,579,532円
分配準備積立金額	D	270,688,502円	分配準備積立金額	D	251,851,367円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	293,524,756円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	272,854,897円
当ファンドの期末残存口数	F	1,995,883,269口	当ファンドの期末残存口数	F	1,841,372,147口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,470円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,481円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,991,766円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,682,744円
第113期 平成29年 9月20日 平成29年10月16日			第119期 平成30年 3月17日 平成30年 4月16日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,929,135円	費用控除後の配当等収益額	A	5,028,546円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	16,987,861円	収益調整金額	C	17,767,449円
分配準備積立金額	D	270,738,166円	分配準備積立金額	D	249,916,860円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	291,655,162円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	272,712,855円
当ファンドの期末残存口数	F	1,983,415,938口	当ファンドの期末残存口数	F	1,831,184,713口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,470円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,489円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,966,831円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,662,369円
第114期 平成29年10月17日 平成29年11月16日			第120期 平成30年 4月17日 平成30年 5月16日		
項目			項目		

前期 自 平成29年 7月19日 至 平成30年 1月16日			当期 自 平成30年 1月17日 至 平成30年 7月17日		
費用控除後の配当等収益額	A	3,971,304円	費用控除後の配当等収益額	A	3,432,215円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	16,987,448円	収益調整金額	C	17,989,545円
分配準備積立金額	D	264,718,535円	分配準備積立金額	D	249,323,847円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	285,677,287円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	270,745,607円
当ファンドの期末残存口数	F	1,942,155,195口	当ファンドの期末残存口数	F	1,819,348,928口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,470円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,488円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,884,310円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,638,697円
第115期 平成29年11月17日 平成29年12月18日			第121期 平成30年 5月17日 平成30年 6月18日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,169,978円	費用控除後の配当等収益額	A	3,582,573円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	17,081,474円	収益調整金額	C	18,087,079円
分配準備積立金額	D	260,375,890円	分配準備積立金額	D	245,971,653円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	282,627,342円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	267,641,305円
当ファンドの期末残存口数	F	1,912,258,306口	当ファンドの期末残存口数	F	1,798,574,833口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,477円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,488円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,824,516円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,597,149円
第116期 平成29年12月19日 平成30年 1月16日			第122期 平成30年 6月19日 平成30年 7月17日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,915,453円	費用控除後の配当等収益額	A	4,955,548円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	17,095,774円	収益調整金額	C	18,032,639円
分配準備積立金額	D	257,030,742円	分配準備積立金額	D	241,113,840円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	279,041,969円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	264,102,027円
当ファンドの期末残存口数	F	1,880,173,458口	当ファンドの期末残存口数	F	1,765,204,744口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,484円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,496円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,760,346円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,530,409円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成29年 7月19日 至 平成30年 1月16日	当期 自 平成30年 1月17日 至 平成30年 7月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [平成30年 1月16日現在]	当期 [平成30年 7月17日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	前期	当期
	[平成30年 1月16日現在]	[平成30年 7月17日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>（3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>（2）デリバティブ取引 同左</p> <p>（3）上記以外の金融商品 同左</p> <p>同左</p>
		同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	[平成30年 1月16日現在]	[平成30年 7月17日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	12,692,506	8,415,678
親投資信託受益証券	1,392,141	28,206,237
合計	14,084,647	36,621,915

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [平成30年 1月16日現在]	当期 [平成30年 7月17日現在]
1口当たり純資産額	0.9353円	0.8898円
(1万口当たり純資産額)	(9,353円)	(8,898円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (J P Y)	66,517.2	390,189,920	
投資信託受益証券 合計		66,517.2	390,189,920	
親投資信託受益証券	先進国3地域債券マザーファンド	794,541,929	1,176,716,596	
親投資信託受益証券 合計		794,541,929	1,176,716,596	
合計		794,608,446.2	1,566,906,516	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

先進国3地域債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[平成30年 7月17日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	25,664,074
コール・ローン	3,880,042
国債証券	1,137,098,442
派生商品評価勘定	14,500
未収入金	5,605,090
未収利息	5,673,641
前払費用	2,776,298
流動資産合計	1,180,712,087
資産合計	1,180,712,087
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,000,000
未払利息	7
流動負債合計	4,000,007
負債合計	4,000,007
純資産の部	
元本等	
元本	794,541,929
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	382,170,151
元本等合計	1,176,712,080
純資産合計	1,176,712,080
負債純資産合計	1,180,712,087

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[平成30年 7月17日現在]
1. 期首	平成30年 1月17日
期首元本額	870,751,050円
期中追加設定元本額	2,747,516円
期中一部解約元本額	78,956,637円
元本の内訳	

	[平成30年 7月17日現在]
グローバル・ボンド・ベーシック（毎月決算型）	794,541,929円
合計	794,541,929円
2. 受益権の総数	794,541,929口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成30年 1月17日 至 平成30年 7月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[平成30年 7月17日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

区分	[平成30年 7月17日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[平成30年 7月17日現在]	
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	
国債証券		880,083
合計		880,083

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[平成30年 7月17日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	5,636,000	5,621,500	14,500
	合計	5,636,000	5,621,500	14,500

(注)時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ)当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ)当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

		[平成30年 7月17日現在]
1口当たり純資産額		1.4810円
(1万口当たり純資産額)		(14,810円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	1.25 T-NOTE 181130	670,000.00	667,932.42	
		1.5 T-NOTE 180831	50,000.00	49,972.65	
		1.5 T-NOTE 260815	150,000.00	135,445.31	
		1.75 T-NOTE 220930	150,000.00	144,187.50	
		1.875 T-NOTE 220430	150,000.00	145,441.40	
		2.625 T-NOTE 210515	900,000.00	898,769.53	
		3 T-BOND 441115	580,000.00	583,851.56	
		4.5 T-BOND 360215	110,000.00	134,475.00	
		6.375 T-BOND 270815	530,000.00	679,062.50	
アメリカドル合計			3,290,000.00	3,439,137.87 (386,696,662)	
カナダドル	国債証券	0.75 CAN GOVT 210901	70,000.00	67,349.10	
		1.5 CAN GOVT 260601	50,000.00	47,764.00	
		5 CAN GOVT 370601	40,000.00	57,225.20	
カナダドル合計			160,000.00	172,338.30 (14,752,158)	
オーストラリアドル	国債証券	2.75 AUST GOVT 240421	450,000.00	459,097.83	
		3.25 AUST GOVT 290421	50,000.00	52,824.82	
		3.25 AUST GOVT 390621	350,000.00	363,077.47	
		3.75 AUST GOVT 370421	450,000.00	502,118.23	
		4.5 AUST GOVT 200415	570,000.00	594,237.02	
		4.5 AUST GOVT 330421	80,000.00	96,400.66	
		5.5 AUST GOVT 230421	400,000.00	458,194.92	
		5.75 AUST GOVT 210515	80,000.00	88,062.75	

		5.75 AUST GOVT 220715	400,000.00	454,670.96
オーストラリアドル合計			2,830,000.00	3,068,684.66 (255,774,866)
イギリス ポンド	国債証券	0.75 GILT 230722	30,000.00	29,572.02
		1.75 GILT 190722	60,000.00	60,610.80
		1.75 GILT 370907	440,000.00	442,094.40
		4.25 GILT 271207	90,000.00	113,487.75
イギリスポンド合計			620,000.00	645,764.97 (96,096,285)
シンガ ポールド ル	国債証券	2.125 SINGAPORGOV 260601	120,000.00	118,320.00
		2.75 SINGAPORGOVT 420401	40,000.00	39,960.00
		3.25 SINGAPORGOVT 200901	20,000.00	20,586.00
		3.5 SINGAPORGOVT 270301	180,000.00	196,020.00
		4 SINGAPORGOVT 180901	20,000.00	20,062.00
シンガポールドル合計			380,000.00	394,948.00 (32,599,007)
ニュー ジーラ ンドド ル	国債証券	2.75 NZ GOVT 370415	20,000.00	18,873.50
		3 NZ GOVT 200415	20,000.00	20,406.25
		4.5 NZ GOVT 270415	20,000.00	22,903.54
		5.5 NZ GOVT 230415	20,000.00	23,010.07
ニュージーランドドル合計			80,000.00	85,193.36 (6,499,401)
スウェー デンク ローネ	国債証券	1 SWD GOVT 261112	1,200,000.00	1,270,427.52
		1.5 SWD GOVT 231113	800,000.00	868,717.28
スウェーデンクローネ合計			2,000,000.00	2,139,144.80 (27,295,487)
ノル ウェー クロー ネ	国債証券	1.5 NORWE GOVT 260219	1,100,000.00	1,093,895.00
		2 NORWE GOVT 230524	180,000.00	185,573.66
		3.75 NORWE GOVT 210525	450,000.00	483,138.00
ノルウェークローネ合計			1,730,000.00	1,762,606.66 (24,500,232)
ユーロ	国債証券	0 SCHATS 190614	100,000.00	100,616.18
		0.5 BUND 250215	200,000.00	207,271.28
		0.5 BUND 280215	180,000.00	183,249.00
		0.5 O.A.T 250525	90,000.00	92,084.96
		0.7 ITALY GOVT 200501	300,000.00	300,207.30
		0.8 BEL GOVT 270622	40,000.00	40,914.08
		1 BEL GOVT 260622	20,000.00	20,965.48
		1.25 BUND 480815	50,000.00	52,817.05
		1.25 ITALY GOVT 261201	60,000.00	55,158.36
		1.25 O.A.T 360525	50,000.00	50,711.07
		1.3 SPAIN GOVT 261031	190,000.00	193,811.21

	1.7 IRISH GOVT 370515	10,000.00	10,395.10	
	2 BUND 230815	90,000.00	100,401.03	
	2 ITALY GOVT 251201	100,000.00	98,154.60	
	2.35 SPAIN GOVT 330730	150,000.00	159,741.09	
	2.4 IRISH GOVT 300515	30,000.00	34,534.83	
	2.5 O.A.T 300525	90,000.00	107,696.97	
	2.9 SPAIN GOVT 461031	60,000.00	66,020.00	
	3 BEL GOVT 340622	20,000.00	25,430.84	
	4.7 SPAIN GOVT 410730	10,000.00	14,502.94	
	5 ITALY GOVT 400901	40,000.00	49,995.60	
	5.4 SPAIN GOVT 230131	210,000.00	259,533.85	
ユーロ合計		2,090,000.00	2,224,212.82 (292,884,344)	
合計			1,137,098,442 (1,137,098,442)	

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 9銘柄	100.00%	34.01%
カナダドル	国債証券 3銘柄	100.00%	1.30%
オーストラリアドル	国債証券 9銘柄	100.00%	22.49%
イギリスポンド	国債証券 4銘柄	100.00%	8.45%
シンガポールドル	国債証券 5銘柄	100.00%	2.87%
ニュージーランドドル	国債証券 4銘柄	100.00%	0.57%
スウェーデンクローネ	国債証券 2銘柄	100.00%	2.40%
ノルウェークローネ	国債証券 3銘柄	100.00%	2.15%
ユーロ	国債証券 22銘柄	100.00%	25.76%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2【ファンドの現況】

【グローバル・ボンド・ベーシック（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

平成30年 7月31日現在

（単位：円）

資産総額	1,534,890,547
負債総額	3,829,800
純資産総額（ - ）	1,531,060,747
発行済口数	1,746,180,940口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.8768
（10,000口当たり）	（8,768）

（参考）

先進国3地域債券マザーファンド

純資産額計算書

平成30年 7月31日現在

（単位：円）

資産総額	1,170,379,647
負債総額	26,941,707
純資産総額（ - ）	1,143,437,940
発行済口数	786,397,406口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.4540
（10,000口当たり）	（14,540）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、

ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

平成30年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

平成30年7月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	867	12,284,001
追加型公社債投資信託	16	1,280,160
単位型株式投資信託	58	289,864
単位型公社債投資信託	1	6,039
合計	942	13,860,063

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)		第33期 (平成30年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	69,212,680	2	54,140,307
有価証券		36,210		19,967
前払費用		337,699		362,886
未収入金		35,896		2,109
未収委託者報酬		10,076,022		9,770,529
未収収益	2	659,405	2	674,156
繰延税金資産		446,374		490,903
金銭の信託	2	30,000	2	30,000
その他		113,754		224,645
流動資産合計		80,948,042		65,715,506

固定資産				
有形固定資産				
建物	1	806,798	1	760,010
器具備品	1	759,446	1	724,852
土地		1,356,000		1,356,000
有形固定資産合計		2,922,245		2,840,863
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		1,844,549		2,654,296
ソフトウェア仮勘定		608,066		1,097,970
その他		10		
無形固定資産合計		2,468,448		3,768,090
投資その他の資産				
投資有価証券		24,327,081		26,361,327
関係会社株式		320,136		320,136
長期差入保証金		654,402		627,141
前払年金費用		463,105		434,700
繰延税金資産		711,230		747,085
その他		50,235		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		26,502,592		28,512,021
固定資産合計		31,893,286		35,120,975
資産合計		112,841,328		100,836,481

(単位：千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	166,493	359,176
未払金		
未払収益分配金	108,024	174,333
未払償還金	547,707	456,159
未払手数料	2 4,225,009	2 3,905,670
その他未払金	2 2,355,815	2 4,330,584
未払費用	2 3,061,479	2 4,388,803
未払消費税等	351,670	99,010
未払法人税等	756,668	736,829
賞与引当金	843,729	906,167
役員賞与引当金	100,680	125,343
その他	711,633	842,194
流動負債合計	13,228,909	16,324,272
固定負債		
退職給付引当金	590,154	720,536

役員退職慰労引当金	166,458	187,562
時効後支払損引当金	253,070	254,851
固定負債合計	1,009,684	1,162,951
負債合計	14,238,594	17,487,223
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	43,034,713	27,790,911
利益剰余金合計	50,375,303	35,131,500
株主資本合計	97,108,147	81,864,344

(単位：千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券 評価差額金	1,494,586	1,484,913
評価・換算差額等合計	1,494,586	1,484,913
純資産合計	98,602,734	83,349,257
負債純資産合計	112,841,328	100,836,481

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	81,709,776	75,423,596
投資顧問料	2,396,020	2,723,458
その他営業収益	25,763	48,215
営業収益合計	84,131,560	78,195,269
営業費用		
支払手数料	2 33,975,255	2 30,906,879
広告宣伝費	731,771	730,784

公告費	482	1,000
調査費		
調査費	1,713,892	1,723,057
委託調査費	13,961,993	13,467,029
事務委託費	984,749	864,916
営業雑経費		
通信費	158,915	178,652
印刷費	699,940	467,973
協会費	51,995	50,251
諸会費	9,887	15,328
事務機器関連費	1,611,608	1,635,079
その他営業雑経費	11,925	23,250
営業費用合計	53,912,419	50,064,204
一般管理費		
給料		
役員報酬	331,997	349,359
給料・手当	6,496,165	6,421,837
賞与引当金繰入	843,729	906,167
役員賞与引当金繰入	100,680	125,343
福利厚生費	1,196,210	1,231,033
交際費	14,843	13,012
旅費交通費	233,159	192,192
租税公課	422,030	410,229
不動産賃借料	706,571	678,182
退職給付費用	441,736	423,171
役員退職慰労引当金繰入	48,393	47,889
固定資産減価償却費	1,030,040	1,115,719
諸経費	474,521	450,299
一般管理費合計	12,340,079	12,364,437
営業利益	17,879,061	15,766,627

(単位：千円)

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	243,048	349,402
有価証券利息	0	
受取利息	2 4,601	2 483
投資有価証券償還益	260,190	81,580
収益分配金等時効完成分	278,148	91,672
その他	4,383	9,989
営業外収益合計	790,372	533,128
営業外費用		
投資有価証券償還損	11,552	30,114
時効後支払損引当金繰入		43,182

事務過誤費		218		10,402
その他		4,357		3,829
営業外費用合計		16,128		87,529
経常利益		18,653,304		16,212,226
特別利益				
投資有価証券売却益		259,137		516,394
ゴルフ会員権売却益				7,495
特別利益合計		259,137		523,889
特別損失				
投資有価証券売却損		42,248		105,903
デリバティブ解約損		126,228		
投資有価証券評価損		157,482		102,096
固定資産除却損	1	13,540	1	54
減損損失	3	48,575		
特別損失合計		388,075		208,054
税引前当期純利益		18,524,367		16,528,061
法人税、住民税及び事業税	2	5,658,953	2	5,252,224
法人税等調整額		103,169		76,092
法人税等合計		5,762,122		5,176,132
当期純利益		12,762,244		11,351,928

(3) 【株主資本等変動計算書】

第32期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	57,079,782	64,420,372	111,153,216
当期変動額									
剰余金の配当							26,807,312	26,807,312	26,807,312
当期純利益							12,762,244	12,762,244	12,762,244
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							14,045,068	14,045,068	14,045,068
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,446,576	6,546	1,453,123	112,606,339
当期変動額				
剰余金の配当				26,807,312

当期純利益				12,762,244
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	48,009	6,546	41,462	41,462
当期変動額合計	48,009	6,546	41,462	14,003,605
当期末残高	1,494,586		1,494,586	98,602,734

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147
当期変動額									
剰余金の配当							26,595,731	26,595,731	26,595,731
当期純利益							11,351,928	11,351,928	11,351,928
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							15,243,802	15,243,802	15,243,802
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当期変動額			
剰余金の配当			26,595,731
当期純利益			11,351,928
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	9,673	9,673	9,673
当期変動額合計	9,673	9,673	15,253,476
当期末残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移

動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産の減価償却累計額

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
建物	539,649千円	604,123千円
器具備品	1,029,950千円	1,215,234千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
預金	47,798,472千円	41,809,118千円
未収収益	46,963千円	40,621千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
未払手数料	1,993,055千円	1,577,059千円
その他未払金	2,071,256千円	3,850,734千円
未払費用	456,748千円	430,491千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
建物	2,392千円	
器具備品	7,791千円	54千円
ソフトウェア	3,356千円	
計	13,540千円	54千円

2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
支払手数料	13,862,465千円	11,380,244千円
受取利息	4,375千円	380千円
法人税、住民税及び事業税	4,204,969千円	3,851,536千円

3. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失
東京都千代田区（本社）	自社利用ソフトウェア （遊休資産）	ソフトウェア 仮勘定	48,575千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループニングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグループニングを行っております。

当事業年度において、将来の使用見込みがなくなった自社利用ソフトウェアについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、将来の使用見込みがないため、使用価値は零としております。

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,807,312千円
1株当たり配当額	126,700円
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,595,731千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	125,700円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,595,731千円
1株当たり配当額	125,700円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
1年内	678,116千円	678,116千円
1年超	2,030,029千円	1,351,912千円
合計	2,708,145千円	2,030,029千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第32期(平成29年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	69,212,680	69,212,680	-
(2) 有価証券	36,210	36,210	-
(3) 未収委託者報酬	10,076,022	10,076,022	-
(4) 投資有価証券	24,189,921	24,189,921	-
資産計	103,514,834	103,514,834	-
(1) 未払手数料	4,225,009	4,225,009	-
負債計	4,225,009	4,225,009	-

第33期(平成30年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	54,140,307	54,140,307	-
(2) 有価証券	19,967	19,967	-
(3) 未収委託者報酬	9,770,529	9,770,529	-
(4) 投資有価証券	26,224,167	26,224,167	-
資産計	90,154,972	90,154,972	-
(1) 未払手数料	3,905,670	3,905,670	-
負債計	3,905,670	3,905,670	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
非上場株式	137,160	137,160
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	69,212,680	-	-	-

未収委託者報酬	10,076,022	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	36,210	10,703,761	8,324,138	45,606
合計	79,324,912	10,703,761	8,324,138	45,606

第33期(平成30年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	54,140,307	-	-	-
未収委託者報酬	9,770,529	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	19,967	13,110,758	8,593,680	68,714
合計	63,930,804	13,110,758	8,593,680	68,714

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第32期(平成29年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,778,798	15,302,336	2,476,461
	小計	17,778,798	15,302,336	2,476,461
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,447,333	6,769,569	322,236
	小計	6,447,333	6,769,569	322,236
合計		24,226,131	22,071,906	2,154,225

第33期(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,599,111	16,040,884	2,558,227
	小計	18,599,111	16,040,884	2,558,227
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,645,023	8,062,990	417,966
	小計	7,645,023	8,062,990	417,966

合計	26,244,135	24,103,874	2,140,260
----	------------	------------	-----------

3.売却したその他有価証券

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	122,688	82,146	21,570
債券	-	-	-
その他	3,439,009	176,991	20,678
合計	3,561,698	259,137	42,248

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	8,169,769	516,394	105,903
合計	8,169,769	516,394	105,903

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について157,482千円（その他有価証券のその他157,482千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について102,096千円（その他有価証券のその他102,096千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第32期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）	第33期 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,997,931 千円	3,649,089 千円
勤務費用	199,166	184,120
利息費用	22,711	27,829
数理計算上の差異の発生額	40,934	56,895
退職給付の支払額	183,403	188,683
過去勤務費用の発生額	653,618	-
退職給付債務の期末残高	3,649,089	3,729,252

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第32期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）	第33期 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）
年金資産の期首残高	2,678,827 千円	2,698,738 千円
期待運用収益	47,553	48,080

数理計算上の差異の発生額	7,066	47,759
事業主からの拠出額	107,823	102,564
退職給付の支払額	142,532	173,748
年金資産の期末残高	2,698,738	2,723,393

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,471,120 千円	3,374,562 千円
年金資産	2,698,738	2,723,393
	772,381	651,168
非積立型制度の退職給付債務	177,969	354,690
未積立退職給付債務	950,350	1,005,858
未認識数理計算上の差異	207,810	169,893
未認識過去勤務費用	615,490	550,128
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	127,049	285,836
退職給付引当金	590,154	720,536
前払年金費用	463,105	434,700
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	127,049	285,836

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
勤務費用	199,166 千円	184,120 千円
利息費用	22,711	27,829
期待運用収益	47,553	48,080
数理計算上の差異の費用処理額	54,327	47,053
過去勤務費用の費用処理額	38,127	65,361
その他	28,533	4,780
確定給付制度に係る退職給付費用	295,314	281,066

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
債券	62.9 %	62.2 %
株式	33.3	34.7
その他	3.7	3.1
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
割引率	0.061～0.90%	0.069～0.67%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度146,421千円、当事業年度142,105千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	455,165千円	445,379千円
投資有価証券評価損	242,551	223,512
ゴルフ会員権評価損	295	-
未払事業税	124,367	135,805
賞与引当金	260,374	277,468
役員賞与引当金	11,509	12,235
役員退職慰労引当金	50,969	57,431
退職給付引当金	180,726	220,628
減価償却超過額	19,277	13,690
委託者報酬	217,902	257,879
長期差入保証金	14,803	23,262
時効後支払損引当金	77,490	78,035
連結納税適用による時価評価	236,450	200,331
その他	68,614	82,168
繰延税金資産 小計	1,960,499	2,027,829
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	1,960,499	2,027,829
繰延税金負債		
前払年金費用	141,802	133,105
連結納税適用による時価評価	1,447	1,382
その他有価証券評価差額金	659,638	655,348
その他	3	4
繰延税金負債 合計	802,893	789,840
繰延税金資産の純額	1,157,605	1,237,989

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第32期（平成29年3月31日現在）及び第33期（平成30年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）及び第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）及び第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税 役員の兼任	連結納税に伴う支払	4,204,969千円	その他未払金	2,071,256千円
親	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,983,874千円	未払手数料	716,117千円

会社						投資の助言 役員の兼任	投資助言料	662,992 千円	未払費用	352,297 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,878,591 千円	未払手数料	1,276,937 千円

第33期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払	3,851,587 千円	その他未払金	3,850,734 千円
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,528,131 千円	未払手数料	665,262 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料	664,152 千円	未払費用	348,142 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,852,112 千円	未払手数料	921,796 千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

連結納税については、連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第32期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,532,238 千円	未払手数料	933,908 千円

第33期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,263,571 千円	未払手数料	907,290 千円

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

（ 1 株当たり情報）

	第32期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
1株当たり純資産額	466,028.30円	393,935.45円
1株当たり当期純利益金額	60,318.47円	53,652.87円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
当期純利益金額（千円）	12,762,244	11,351,928
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	12,762,244	11,351,928
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（平成30年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成30年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山梨中央銀行	15,400 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山陰合同銀行	20,705 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百十四銀行	37,322 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎銀行	14,697 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社鹿児島銀行	18,130 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社栃木銀行	27,408 百万円	銀行業務を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
九州FG証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ごうぎん証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 再委託先

名称：ピムコジャパンリミテッド

資本金の額：13,411,674.44米ドル（平成30年4月末現在）

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 再委託先：委託会社からピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ファンド J (JPY) への運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(平成30年7月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成30年 3月30日	臨時報告書
平成30年 4月13日	有価証券届出書
平成30年 4月13日	有価証券報告書
平成30年 6月29日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年6月27日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	弥永 めぐみ	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕晃	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年8月22日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ボンド・ベーシック（毎月決算型）の平成30年1月17日から平成30年7月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ボンド・ベーシック（毎月決算型）の平成30年7月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。